

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
平成28年度事業 点検・評価調書

3-8

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	景観条例に基づく景観保全
節			
事業(施策)名	8 景観条例の周知化	事業主体	佐渡市建設課
事業実施期間	H28～H34	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐渡市景観条例に基づき、世界遺産を中心に市内全域の景観保全を図る。</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底を図る。</li> </ul>		
事業実績	<p>【事業成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌による条例の周知(11月市報お知らせ版掲載)</li> <li>● 特に景観計画区域行為届出の代理者が島外業者の場合、事前協議が遅れるケースが見受けられる為、市HPに景観条例関係のリンク先頁を分かりやすくした。</li> </ul>		
今後の取組・課題	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報紙等による条例の周知(届出手続き、助成制度等)を継続して行なうとともに、事前協議又は届出受け時に適宜指導を行なっていく。</li> </ul>		
事業評価	<p>【事業の達成度】 [ a (b) c ]</p> <p>【事業実施の効果】 [ a (b) c ]</p> <p>【総合評価】 [ A (B) C ]</p> <p>◇ 平成28年度は、予定通りに周知を行った。また、事業所者には、改めて計画の概要や届出制度の説明会を開催したことで、一定の成果が得られた。</p>		

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。